

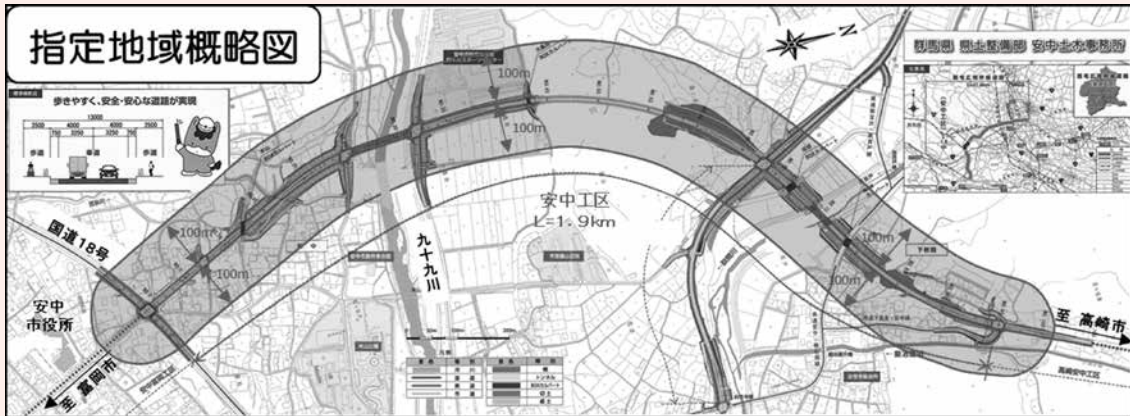
西毛広域幹線道路景観誘導地域を新たに指定します

県では、観光ルートなどにおける良好な景観形成を図り、観光県ぐんまの魅力を高めることを目的に、現在整備中である西毛広域幹線道路の安中工区(安中市下秋間から安中市安中までの区間)を、屋外広告物条例における「景観誘導地域」に指定し、令和3年4月1日から施行します。景観誘導地域に指定された地域では景観特性に応じた屋外広告物の規制を行うことが可能となっています。今回指定される西毛広域幹線道路景観誘導地域においては、指定道路に向けて、屋外広告物は原則表示することができません(特例基準に準拠した自家広告物や案内誘導広告物を除く)。

屋外広告物は、情報発信やまちのにぎわいを創出する重要な広告媒体ですが、無秩序に設置されるとまちの景観を損ねたり、適切な管理がされていないと、人々に危害を及ぼしてしまう場合があります。安中市内で屋外広告物を表示する際には、原則群馬県の許可が必要です(小規模な自家広告物などの一部を除く)。ルールを守って、適切な屋外広告物を表示しましょう。

景観誘導地域に関する問合せ▶群馬県都市計画課景観形成係(☎027-226-3652)

屋外広告物の許可に関する問合せ▶安中土木事務所施設管理係(☎027-382-1350)



土砂災害警戒区域などの 変更を公表します

現在指定されている土砂災害警戒区域などにおいて、土砂災害対策施設の完成や地形が変わったことなどに対応した区域指定に変更するための調査が完了したことから、結果を公表します。

公表期間▼3月15日(月)(閉庁日を除く)まで 午前9時~午後5時

公表場所▼安中土木事務所 困土木課

問合せ▼

安中土木事務所企画調査係

(☎382-1350)

「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)のご案内

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国

の高校、大学などに入学・在学するお子さんをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

融資額▼お子さん1人につき350万円以内

金利▼1・68% 固定金利

※母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円(所得122万円)以内の人または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得346万円)以内の人は、年1・28%(令和2年11月2日現在)

返済期間▼15年以内

※交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円(所得122万円)以内の人、または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得346万円)以内の人は18年以内

使いみち▼入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

返済方法▼毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

保証▼(公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、「国の教育ローン」で検索し、ホームページをご覧ください。

本市民課 休日窓口開設日

3月7日・21日 4月4日
午前8時30分~正午

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行